

産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会中間報告について

(経過等解説)

2019年11月18日

CISTEC 事務局

■産業構造審議会の下に設置されている安全保障貿易管理小委員会は、10月8日中間報告を取りまとめ、公表した。

同小委員会は、7月10日に第1回を開き、9月25日まで、計5回会合が開催された。今回の小委員会は、内容の機微性を踏まえ、率直な意見交換を担保するために非公開で行われた。

主として、対内直接投資管理規制についての政令改正、法改正を念頭に置いた審議が中心であったが、輸出管理、その他の機微技術流出防止策について議論が行われた。

対内投資管理規制の改正については、前掲記事の「2019年外為法改正について—対内投資管理の枠組みの見直し」をご参照いただきたいが、輸出管理については、以下の項目について提言されている（審議の際には、「中期的課題」とされていた）。

- ① 管理対象品目の国際合意準拠について
- ② 大学や中小企業等のアウトリーチの加速
- ③ 「みなし輸出」と「非居住者」
- ④ 輸出管理体制が脆弱な国・地域へのアウトリーチ、国際輸出管理レジーム参加国へのインリーチの重要性

■このうち、産業界や大学・研究機関の実務に大きな影響を与える項目は、①と③となる。いずれも、「是非の検討」ということであり、この中間報告で方向性を出しているわけではないが、現下の諸状況を踏まえると、遠からず検討が必要となってくる項目であろう。

「管理対象品目の国際合意準拠について」の趣旨は、欧米、特に米国で輸出管理改革法（ECRA）が昨年8月に成立し、エマージング技術や基盤的技術の規制が導入されたが、我が国においても対応が求められるであろうところ、枠組みとして、従来の国際輸出管理レジーム合意への対応だけでは足りないのではないかと、との問題提起と理解される。すなわち、ココム解散後の不拡散型輸出管理体制に即した国際レジーム合意対応以外の枠組みが必要となってくるのではないかとということになる。少数の有志連合による対応、我が国単独での対応が考えられるが、その是非を今後議論する必要があるというのが、提言内容となる。

ちなみに、有志連合であれば、「国際的平和のための国際的努力に我が国として寄与する」との外為法の規定趣旨に基づき対応は可能と思われる（国際レジーム合意に基づく対応もこの範疇に分類されており、別途の少数の有志連合合意に基づく対応もこの範疇に位置付けられる）。ただその際は、レベル・プレイング・フィールドの観点からの検討が必要となる。

なお、米国においては、Entity List や Unverified List などの制度も活用されており、それらの手法についても検討の際には材料となると思われる。

『みなし輸出』と『非居住者』との検討項目の趣旨は、外為法の平成 21 年改正の際にも、また前回の平成 29 年改正の際にも、審議会小委で検討された課題である。為替管理の概念である「居住者」「非居住者」の概念を、(為替管理と貿易管理が表裏一体だった時代ではもはやない中で) 技術提供管理で用いることにもともと無理がある。このため、前回の小委員会においては、国内のみなし輸出規制について、「居住者から非居住者への提供」に代えて、「入国後一定期間（たとえば 5 年）を経過していない外国人への提供」への制度変更の是非について議論がなされた経緯がある。最終的には短期間での実務的対応が難しいとの事情から見送りとなったが、技術流出のループホール対応の観点からは、継続的な検討課題となっている。

■ 今回の小委員会報告で提示された検討課題は、もちろん重要な（かつ「重い」）課題であるが、他方で、産業界では、10 年以上にわたって提起してきた課題が少なからずある。

それは単に、規制緩和や簡素化といった観点のものだけではなく、米国の域外適用される厳しい輸出規制や制裁への対応や、あるいはアジア等の諸外国で整備されつつある輸出管理法制への対応も含めて、リスクマネジメントの当事者として、規制の実効確保や、グローバルな企業活動の円滑性確保等の観点も含めて、「合理化」の要請を行ってきている。

今回、産構審小委員会において、検討課題が提示されたことを契機に、産業界における問題意識や必要と考える検討課題を提示し、今後の検討材料に資することも有意義と考えられる。このため、CISTEC の安全保障輸出管理委員会の下で、制度のあり方について議論する「あり方専門委員会」において、検討課題とそれに関する論点等を整理した意見書を取りまとめ、4 つの輸出管理関係団体等と連名で経済産業省に提出した。

いずれにしても、議論が始まるとしても、米国の新制度の具体的な詳細が決まったのちになるとと思われるが、当局と産業界等との間で問題意識と情報の共有を図り議論をする場が早い段階で確保されることにより、実効的かつ履行負担の面でも合理的な制度のあり方についてのコンセンサスが形成されることが期待されることである。